

## 訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数でご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【民法Ⅳ①】

頁数	問題番号	誤	正
72	83-19	(注) 下記のとおり解説変更	

(注)

連帯債務者の1人に対する債権の時効が消滅した場合は、他の連帯債務者には、その効力は及ばない。したがって、Aの債務の消滅時効が完成した場合にBが直接に受ける利益はなく、そもそもBがAの債務の時効を援用することはできない（平成29年改正）。一方、主たる債務が時効で消滅した場合、保証人はこれによって自らの保証債務を免れることができるため、主たる債務の消滅時効を援用できる（145・大判大4.7.13・大判昭7.6.2）。したがって、主たる債務者Cの債務の消滅時効が完成した場合に保証人Dが時効を援用すれば、Dは自らの債務を全部免れる。